

第1条 目的

本利用規約は、株式会社JTBベネフィット、株式会社JTB九州、株式会社JTBビジネスサポート九州の3社(以下: JTBグループという)が株式会社福岡銀行、株式会社熊本銀行、株式会社親和銀行(以下「各行」という)との間の提携に基づき、「グランド マイバンク」会員へのサービス(以下: 「特典」という)を提供するにあたって、特典利用者に遵守していただく事項を定めるものです。

第2条 特典利用者の範囲

「グランド マイバンク」に入会した会員及びその二親等以内の親族とします。

第3条 特典の内容

各特典の内容については各特典に関するホームページ等その他JTBグループの定めるところによるものとします。

第4条 会員証

- 1.各行の作成する会員証には、JTBグループのサービス提供を保証する「えらべる倶楽部ライフマーク」を印字します。特典利用者は、特典を利用するにあたり、会員証の提示を求められることがあります。
- 2.JTBグループは携帯電話にも「えらべる倶楽部ライフマーク」等を表示する会員証機能を提供します。携帯電話会員証の利用は2台まで可能であり、会員およびその二親等以内の親族が使用できるものとし、それ以外の第三者は使用できないものとします。

第5条 特典の利用

- 1.特典利用者は、特典を利用するにあたり、本規約を遵守するものとします。
- 2.JTBグループ各社が特典を提供するにあたり各提携先と商品・サービスの提供に関する契約を別途締結する場合は、特典利用者は当該提携先の所定の規約・条件・契約等に従うものとします。
- 3.前項における提携先と特典利用者とのトラブル、紛争については、JTBグループ各社は一切の責任を負いません。
- 4.各特典を利用した商品・サービスの購入、旅行、宿泊等にあたっては、JTBグループ各社(特典についてJTBグループ各社の提携先がある場合には提携先を含む)の規約・条件・契約等に従って、別途費用がかかる場合があります。

第6条 届出事項

- 1.JTBグループ各社は、特典の提供に際し、会員が「グランド マイバンク」入会時に届け出た氏名、住所、電話番号等の届出事項(又は「グランド マイバンク」サービス会員規約に基づいて変更届出がなされた事項)に依拠することができ、JTBグループが各行から受領した届出内容に従う限り、それらが事実と異なることに起因して生じた損害について、責任を負わないものとします。
- 2.特典利用者が各行に対して届け出た住所・氏名宛にJTBグループ各社から郵送した送付物に未着等が生じてもJTBグループ各社は何らの責任も負いません。

第7条 会員情報の取扱い

- 1.JTBグループ各社並びに特典についてのJTBグループ各社の提携先が特典利用者と別途旅行契約等の契約を締結した場合の個人情報の取扱いは、旅行契約等の契約書・条件書等の定めによります。
- 2.JTBグループ各社は特典の提供を通じて知りえた会員の情報を、特典を提供する目的以外に使用しないものとします。

第8条 譲渡・質入れ等の禁止

特典利用者は、特典を利用する権利の、譲渡、質入れ、または第三者への貸与はできません。

第9条 営利目的での特典利用の禁止

特典利用者は、特典を営業活動又はその他営利目的のために、利用する事はできません。

第10条 販売促進資料の送付

会員は、JTBグループ各社から特典のご案内としてのカタログ、パンフレット、その他宣伝用資料が送られる事を承認するものとします。

第11条 規約・特典の変更

- 1.JTBグループ各社は、特典の内容、利用の条件、本規約を特典利用者への個別の通知を行うことなく随時変更する事ができるものとし、特典利用者はこれを承諾するものとします。
- 2.前項の変更内容については、各行またはJTBグループ各社指定の方法で通知致します。

第12条 特典の利用期間

- 1.特典利用者は、「グランド マイバンク」サービス会員規約に基づく会員資格の有効期間中、特典を利用することができるものとします。
- 2.「グランド マイバンク」サービス会員規約に基づく会員資格の有効期間中であっても、退会または会員資格の取り消しがあった場合には、特典を利用できなくなります。

第13条 会員の遵守事項

会員は以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 携帯電話会員証を以下に定める利用者以外の者に利用させないこと。
 - ・特典の利用者の範囲は、会員およびその二親等以内の親族とします。ただし、第5条第2項のJTBグループ各社の提携先において特別に定めがあるときは、その定めに従うものとします。
- (2) 第5条第2項のJTBグループ各社の提携先に定められた申込み方法、利用料金の支払方法、キャンセル料金等の諸規定、ならびに当該提携先が定めた規定等を遵守すること。
- (3) 特典利用資格を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
- (4) 特典を営業行為等、他の目的に利用しないこと。
- (5) 特典で得たメニューの利用権等を第三者に譲渡、貸与、売却ならびにこれらに準ずる行為を行わないこと。
- (6) 秩序を乱す行為や他の会員へ迷惑をかける行為を行わないこと。
- (7) JTBグループ各社およびその提携先の名譽を不当に毀損しないこと。

第14条 会員の特典を受ける権利の喪失

会員は、次のいずれかの事由に該当する場合、特典を受ける権利を喪失する。

- (1) 各行とJTBグループの間の提携が解消されたとき。
- (2) 「グランド マイバンク」の会員資格を喪失したとき。
- (3) 第13条に定める事項に抵触したとき。

第15条 免責事項

やむを得ない事由による通信機器、回線等の障害を原因とする特典の提供の遅延や、提供が不能になった場合、それにより生じた損害については、JTBグループ各社は責任を負いません。

第16条 準拠法・合意管轄

- 1.本規約の準拠法は日本法とします。
- 2.本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。